

## 長野県教育委員会事務局 説明資料

## 【高校教育課 管理係】

## 1 令和3年度長野県公立高等学校入学者選抜の結果について【資料a(4ページ)】

## 2 募集定員について

募集定員は中学卒業者の数、隣接地区の状況、流出入の状況、入学志願者第1回予定数調査の結果、各高等学校長からの具申などによって総合的に判断し、県教育委員会定例会で決定するもの。

なお、R3年度の深志1クラス増は、11通学区の中学卒業予定者数の増に対応したもので、結果的には深志高校で前年度減じた分を戻した形になった。

旧第11通学区の今年までの7年間では、専門学科1減(H31穂商)、専門学科以外7減(深志の増減は含めない)。

定員を満たしていない県立高校もあるが、いわゆる充足率は全校の募集定員の状況、私立高校の状況、少子化による間口の拡がり、生徒の志望動向の変化など様々な要因により変動するものと考えており、引き続き、各校の魅力づくりには取り組むが、定員割れだから魅力がない、とは一概に言えないものとする。

## 3 公私比率について【資料b(7ページ)】

公私比率は毎年「公立高等学校連絡協議会」で協議して決めている。

## 4 令和3年度 高等学校教育職員人事異動方針【資料c(8ページ)】

高等学校の人事異動は、県教育委員会定例会で決定する「高等学校教育職員人事異動方針」に基づいて行われる。校長の異動については、6年前から「各校の課題等に応じて校長の1校の勤務年数の長期化を図る」としており、校長の1校の在職年数は伸びている。

(H30年度末：2.4年 ⇒ R2年度末：3.0年)

## 【高校教育課 高校再編推進室】

## 5 教員の資質向上について【資料d(9ページ)】

長野県教育委員会では、平成25年に策定した「長野県教育研修体系」において長野県の教員に求められる資質能力として5つの資質能力<sup>※1</sup>を示した。このうち実務指標(C～E)について指標化し、キャリアステージごとに必要な研修を実施している。

※1 5つの資質能力 A：高い倫理観と使命感及び確かな子どもの理解  
B：確かな人権意識と共感力  
C：地域社会と連携・協働する力  
D：目標実現に向け、柔軟に対応する力  
E：「教育のプロ」としての高度な知識や技能

また、大学関係者、市町村教育委員会関係者、公立学校長、外部研修機関代表者等で構成する「長野県教員育成協議会」が毎年検討を重ねており、昨年度は「新しい時代の研修のあり方」として「メンターチームによるOJT研修(On the Job Training)」、「キャリアアッ

研修」、「養成・採用・研修の各段階における指標に基づく教員育成に係る現状と課題等」についてご議論いただき研修内容に反映している。

## 6 職業高校の学習環境の整備について 「令和2年度2月補正予算案概要」より抜粋

<p>【新】 デジタル化対応産業教育装置 整備事業費 [150301]</p> <p>高校教育課 FAX 026-235-7488 koko@pref.nagano.lg.jp</p>	<p>1,578,166 (千円)</p>	<p>Society5.0時代における地域の産業を支える職業 人材育成を推進するため、専門高校に最新の産業教 育設備を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備対象 職業教育を主とする専門学科等を設置 している県立高校</li> <li>・整備機器 AI・IoTロボット実習システム、 水耕栽培システム等</li> </ul>
--	---------------------------	---

## 7 私立を含めた県全体の教育のあり方、育てたい人間像について

旧第11通学区高等学校教育懇話会は、私立高校について意見交換する場ではないが、私立を理解していただきながら、県立高校のあり方についてご議論いただきたい。

長野県の高校教育のあり方については「長野県産業教育審議会（H26～H27）【資料e（10ページ）】」「長野県高等学校将来像検討委員会（H28）【資料f（11ページ）】」の「審議のまとめ」にもとづいて「学びの改革 基本構想」を策定、それをより具体化するために「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」を策定した。また、「実施方針」において、長野県の高校教育が目指すべき方向性、育成すべき力を、次の3点にまとめている。

- ① 自ら立てた問いに対し、チームとして協働しながら解を見つけ、新しい価値を主体的に創造していくことができる資質・能力の育成。
- ② 「一度しかない人生を自分はどう生きたいか」という自分の人生を構想する力（キャリアデザイン力）の育成。
- ③ 信州に根差した確かなアイデンティティと世界に通じる広い視野、資質・能力の育成。

## 8 望ましい学級数と再編の基準について

都市部存立普通校（募集人員240人・6クラス）は、平成28年の県立高等学校への下記調査等を参考に規模の大きさを活かす学校として決定したもの。都市部存立専門校、中山間地存立校（ともに募集定員120人・3クラス）は、専門校、中山間地校の現状の規模も考慮して普通校とは異なる基準とした。

H28年度調べ	3クラス	4クラス	5クラス	6クラス	7クラス	8クラス
理科4科目開講	75%	80%	80%	90%	100%	100%
芸術3科目開講	62.5%	80%	80%	100%	100%	100%
理科応用科目開講	12.5%	0%	60%	70%	100%	100%
理科専門教員担当※1	0%	0%	40%	80%	100%	100%
総体参加部活数※2	7.0	8.6	14.2	15.3	16.5	18.4

※1：4科目とも専門教員が担当している割合

※2：団体種目のみ

なお、再編整備計画【二次】（案）には、再編に関する基準は、全県の「再編整備計画」が策定された後の2022年度（令和4年度）から適用する旨の記載があるが、適用開始年度については、現在再検討中である。

## 9 懇話会のあり方、合同部会について

旧 12 通学区ごとに設置している地域協議会（当地区は、懇話会）は、地域の実情に応じて進められており、当地区の懇話会も、拙速に進められているとは考えていない。再編整備計画が確定した地区から計画を実行する。

他の地区においては、地域協議会からの意見提案を踏まえながら、県が責任を持って再編整備計画（案）を示している。本地区においても懇話会からの意見・要望書の内容やこれまでの懇話会での議論を参考にしながら、他地区に準ずる形で再編整備計画（案）を策定・公表する予定。

合同部会は、隣接する地域にある 3 校の専門高校について活力ある専門教育のあり方を広域的、多角的に検討するために開催されたものであり、松本工業高校については、懇話会の全体の中で意見交換されるものと考えている。

## 10 須坂創成高校について（口頭説明）

## 11 普通科改革について【資料 g (12 ページ)】

## 12 合同部会から報告（まとめ）【資料 h (14 ページ)】

# 令和3年度 長野県公立高等学校入学者選抜の結果について

高校教育課

## 1 中学校卒業生数および募集定員 ( )内は前年度

中学校卒業生数は、18,562名(19,078名)。

募集定員は、公立全日制14,000名、定時制1,120名、私立全日制3,495名。

## 2 志願倍率(志願者/合格者)

公立全日制 前期 1.47倍(1.49倍) 後期 1.06倍(1.05倍)

定時制 前期 1.19倍(1.44倍) 後期 1.07倍(1.02倍)

私立全日制 前期 1.06倍(1.07倍) 後期 1.24倍(1.24倍)

## 3 進学率(中学校卒業生数に占める入学者数の割合)

公立全日制 71.5%(72.4%) 定時制 2.5%(2.9%)

私立全日制 18.5%(17.8%)

## 4 充足率(募集定員に占める入学者数の割合)

公立全日制 94.8%(96.2%) 定時制 42.1%(49.9%)

私立全日制 98.0%(96.7%)

## 5 考察

公立全日制の倍率、進学率及び充足率ともに前年度に比べて減少した。中学生の進路状況を勘案しつつ、高校改革を進める中で県立高校の魅力をさらに高めていきたい。また、募集定員の策定については、「公立私立高等学校連絡協議会」において公私協調態勢を継続していきたい。

令和3年度 長野県公立高等学校入学者選抜の結果について

高校教育課  
(単位:名、倍、%)

区分	募集 定員				前期選抜(自己推薦)				後期選抜(一般)				再(2次)募集		入学者数			比率			充足 I/A
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
普通科	8,800	1,630	1,628	1,044	7,741	7,726	7,320	8,364	84	83	4,119	4,325	8,444	1.56	1.06	45.5	96.0				
農業科	1,000	709	709	502	409	409	407	909	18	18	543	384	927	1.41	1.00	5.0	92.7				
工業科	1,360	1,003	1,003	669	602	601	592	1,261	15	15	1,164	111	1,275	1.50	1.02	6.9	93.8				
商業科	1,040	746	746	510	461	460	430	940	12	12	346	606	952	1.46	1.07	5.1	91.5				
家庭科	160	138	138	80	66	65	64	144	1	1	16	129	145	1.73	1.02	0.8	90.6				
特色学科	680	631	631	498	198	196	139	637	5	5	324	318	642	1.27	1.41	3.5	94.4				
総合学科	960	596	596	415	502	499	472	887	6	6	458	435	893	1.44	1.06	4.8	93.0				
計	14,000	5,453	5,451	3,718	9,979	9,956	9,424	13,142	141	140	6,970	6,308	13,278	1.47	1.06	71.5	94.8				
普通科	880	263	260	222	180	177	168	390	15	14	244	166	410	1.18	1.05	2.2	46.6				
( )多額制内数	(400)	(231)	(229)	(191)	(95)	(93)	(86)	(277)	(7)	(7)	(173)	(113)	(286)	(1.21)	(1.08)	(1.5)	(71.5)				
工業科	200	26	26	20	40	38	38	58	0	0	57	1	58	1.30	1.00	0.3	29.0				
( )多額制内数	(40)	(26)	(26)	(20)	(8)	(8)	(8)	(28)	(0)	(0)	(28)	(0)	(28)	(1.30)	(1.0)	(0.2)	(70.0)				
商業科	40	—	—	—	4	4	4	4	1	0	4	0	4	—	—	0.0	10.0				
計	1,120	289	286	242	224	219	210	452	16	14	305	167	472	1.19	1.04	2.5	42.1				
( )多額制内数	(440)	(257)	(255)	(211)	(103)	(101)	(94)	(305)	(7)	(7)	(201)	(113)	(314)	(1.22)	(1.07)	(1.7)	(71.4)				
公立計	15,120	5,742	5,737	3,960	10,203	10,175	9,634	13,594	157	154	7,275	6,475	13,750	1.45	1.06	74.1	90.9				
私立計	3,495	5,141	5,136	4,842	4,586	4,492	3,700	8,542	11	11	—	—	3,425	1.06	1.21	18.5	98.0				
公私立計	18,615	10,883	10,873	8,802	14,789	14,667	13,334	22,136	168	165	—	—	17,175	1.24	1.10	92.5	92.3				
長野高専	200	130	130	120	150	149	85	205	—	—	167	38	205	1.08	1.75	1.1	102.5				

備考 1 中学校卒業生数(推定) **J = 18,562** (令和2年5月1日現在 県内中学校3学年在籍数。松本秀峰中等教育学校を含む。)

2 後期選抜の志願者、受検者、合格者および入学者数には県立中学校および市立長野中学校の内進生を含んでいる。

3 県立定時制入学者数には、追加募集による入学者も含まれる。

4 私立前期選抜には、当該附属中学校の内進生を含んでいる。

<参考> 令和2年度 長野県公立高等学校入学者選抜の結果について

公立全日制	14,360	5,718	5,715	3,849	10,407	10,384	9,880	13,729	96	91	7,219	6,599	13,818	1.49	1.05	72.4	96.2	
県立定時制	1,120	366	364	255	311	304	298	553	7	5	331	228	559	1.44	1.02	2.9	49.9	
公立計	15,480	6,084	6,079	4,104	10,718	10,688	10,178	14,282	103	96	7,550	6,827	14,377	1.48	1.05	75.4	92.9	
私立計	3,520	4,984	4,974	4,643	5,197	5,065	4,084	8,727	10	10	—	—	3,404	1.07	1.24	17.8	96.7	
公私立計	19,000	11,068	11,053	8,747	15,915	15,753	14,262	23,009	113	106	—	—	17,781	1.27	1.10	93.2	93.6	
長野高専	200	138	138	100	202	202	106	206	—	—	163	43	206	1.38	1.91	1.1	103.0	
備考 1 中学校卒業生数(推定)	<b>J = 19,078</b>										(令和元年5月1日現在 県内中学校3学年在籍数。松本秀峰中等教育学校を含む。)							

## 令和3年度 旧12通学区別入学者流出入表（全日制）

令和3年度入学者 流出入表

From 中学校の所属通学区

To 高校の 旧通 学区	旧通学区	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区	10区	11区	12区	県外	流入
	1		159	56	20	4	1		1				2	3	7
2		17	648	295	17	1		1	1			1		1	334
3		27	125	1105	325	18	8	2	4	1		12	3	8	533
4			5	193	880	47	3			1			1	3	253
5			2	5	135	1067	144	1	1			1		3	292
6			3	3	4	101	1203	1	2	3		3		7	127
7			1	1	2	5	1	1224	100	1	1	97		9	218
8				1				13	1081	12		14		2	42
9				1					46	1080	1			3	51
10				1						2	143	13		7	23
11				1	6	1		59	8	2	17	2171	131	5	230
12		1						1				94	215	9	105
	流出数	45	192	521	493	174	156	79	162	22	19	237	138	64	2302
	流入数	94	334	533	253	292	127	218	42	51	23	230	105		2302
	流入－流出	49	142	12	-240	118	-29	139	-120	29	4	-7	-33		

【参考】

令和2年度入学者 流出入表

From 中学校の所属通学区

To 高校の 旧通 学区	旧通学区	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区	10区	11区	12区	県外	流入
	1		154	66	21	1	1	1			1			1	6
2		28	676	325	18		2		1				1	1	376
3		43	138	1182	322	21	10	4		2		20	5	4	569
4			6	193	959	42	3				1	8		1	254
5				7	149	1114	123	1	1			1		4	286
6			1	9	6	130	1275		2	1		5		4	158
7				1		3	2	1224	98	2		105	1	5	217
8					1			22	1097	21		4		1	49
9								1	50	1172		2		2	55
10				1				2	4	1	162	15	1	18	42
11				6	1		1	57	10		12	2108	147	8	242
12			1	1				1	1	1		126	205	13	144
	流出数	71	212	564	498	197	142	88	167	29	13	286	156	67	2490
	流入数	98	376	569	254	286	158	217	49	55	42	242	144		2490
	流入－流出	27	164	5	-244	89	16	129	-118	26	29	-44	-12		

【参考】

平成31年度入学者 流出入表

From 中学校の所属通学区

To 高校の 旧通 学区	旧通学区	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区	10区	11区	12区	県外	流入
	1		167	60	26	5								2	3
2		26	758	345	11	1				2				1	386
3		27	155	1155	390	5	5	1				14	6	6	609
4		1	4	232	905	48	2					8		3	298
5				1	140	1132	125							8	274
6		1	1	6	10	108	1380	4	1	1		5		6	143
7					3	1	4	1178	105	1	1	123	1	1	240
8								15	1188	21	1	17		2	56
9				2			1		53	1158		3		2	61
10								3	5		138	12	1	16	37
11				3	3		1	45	11		25	2275	170	14	272
12				2		1	1		1			134	243	23	162
	流出数	55	220	617	562	164	139	68	176	25	27	316	180	85	2634
	流入数	96	386	609	298	274	143	240	56	61	37	272	162		2634
	流入－流出	41	166	-8	-264	110	4	172	-120	36	10	-44	-18		

## 令和5年度以降の公私立高等学校募集定員決定方法について（報告）

### 長野県公私立高等学校連絡協議会 急減期対策小委員会

本格的な生徒急減期を迎えるに当たり、将来にわたって持続可能な募集定員の決定方法について、急減期対策小委員会において検討を進めてきた。

この公私協調の新たな枠組として、「令和5年度以降の公私立高等学校募集定員決定方法」を下記のとおりとする。

#### 1 生徒急減期における公私協調の目的

- (1) 特色ある教育活動に取り組んでいる私立高校や中山間地をはじめ遍く設置されている公立高校など、現在の多様な学びの場を将来にわたって確保する。
- (2) 生徒急減による学校運営への影響を緩和し、中長期的な生徒数に適合した教育環境を整備する。

#### 2 公私協調態勢の堅持

上記の目的を達成するために、募集定員決定における公私協調態勢を堅持する。

#### 3 令和5年度以降の募集定員決定方法

##### (1) 4通学区別の試算に基づく募集定員の決定

- ① 地域の状況を反映させるため、4通学区別の中学校卒業予定者数や公私の入学者選抜結果を用いて試算する。
- ② 4通学区別試算結果を参考に全県の全日制高等学校募集定員を協議する。

##### (2) 私立高等学校の経営への配慮

- ① 募集定員の決定に当たっては、私立高等学校の持続的な学校経営を保障するため、中長期的に私立高等学校が一定規模を維持できるよう配慮する。
- ② 具体的な規模や時期等については、引き続き急減期対策小委員会において検討する。

##### (3) 各私立高等学校の募集定員

各学校の設置者は、募集定員の決定に当たって、4通学区別の試算を参考にする。

#### 4 今後について

- ① 募集定員決定方法について、今後も不断に見直しを行う。
- ② 県外からの入学者の取扱いや募集定員算出に用いる指標については、急減期対策小委員会において検討を継続する。

#### 5 検討経過

- ・急減期対策小委員会において、『公私協調の新たな枠組』策定の基本的な考え方」に沿って検討を行った。
- ・県内4地区高等学校長会（令和2年9月）及び県中学校長会（令和3年1月）から意見を収集した。
- ・急減期対策小委員会を5回開催し、令和4年度募集定員と並行して検討を進めた。  
（令和2年12月23日、令和3年2月2日、3月19日／令和3年4月23日、5月19日）

# 令和3年度高等学校教育職員人事異動方針（案）

## 高校教育課

生徒や保護者の願いに応えることができる魅力ある高等学校づくりをより一層推進し、各校の教育課題に迅速で的確に対応するとともに、全県的な教育水準の向上を図るため、高等学校教育職員の人事異動を次の方針によって計画的に行う。

### 1 教育職員の異動について

#### (1) 校長・副校長・教頭の異動について

ア 学校規模、課程、所在地等を勘案し、適材適所を旨として行うとともに、各校の課題等に応じて校長の1校の勤務年数の長期化を図り、中長期的視点から各校の学校運営に取り組めるよう配慮する。

イ 新たな校長・副校長・教頭には、教育に関する理念や識見を有し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ者の中から任用する。

ウ 女性の積極的な任用に努める。

#### (2) 教諭・養護教諭・実習助手の異動について

ア 学校規模、課程、所在地等の異なる学校での教育経験を積めるよう異動を図るとともに、適材を適所に配置する。

イ 各校の課題等に応じて在任期間が適正となるよう配慮する。

ウ 同一地域内及び定時制課程・通信制課程内の異動を避け、地域・課程等を考慮した広範囲の異動に努める。

エ 校長を通じて県教育委員会に提出された人事異動調をもとに異動を行う。

### 2 中学校・高等学校の人事交流について

「令和3年度県立高等学校教員と公立中学校等教員との人事交流に関する基本要綱」に基づき、その促進を図る。

### 3 他県との人事交流について

他県での多様な指導方法や学校運営体制等を体験することによって教員としての資質向上を図るとともに、長野県教育に清新の気風を導入することを目的として、引き続き他県との人事交流を実施する。

### 4 公募の実施について

募集校の魅力づくりや課題解決に積極的に挑戦しようとする教員の意欲を生かすために、公募を実施し適材適所の人事異動を推進する。

### 5 新規採用について

令和3年度高等学校教育職員として採用するための選考を経た者の中から適格者を採用する。



# 長野県教員育成指標の策定について

教員にとっての喜びは、児童生徒の成長にかかわることです。そのためには、自らが児童生徒の道しるべとなれるように、その時代の背景や要請を踏まえ、児童生徒の生きる未来をイメージして、教員自身が**学び続ける**ことが必要です。

学校には、様々な年代や経験の教員が集まっています。若手の教員は、同じような経験年数の教員や先輩の教員に相談することによって、多くのことを学んだり、勇気付けられたりします。このことは、先輩の教員にとっても、豊富な経験を伝える機会であるだけでなく、自分のキャリアを振り返り、次のステップを考える機会にもなります。このような関係をつくっていくためには、**教職全体を俯瞰し、成長段階に応じて力量向上を図る**ことが大切です。

現在、学校を取り巻く課題は多種多様です。すべての課題を一人で抱え込むのではなく、学校の教職員がそれぞれの専門的な知識や技能を活用し、チームとして連携、協働し、組織的に対応していくことによって、それらの課題を解決していくことができます。そのためには、今の自分の現状を自覚し、校内外において自分にとって必要な研修を積み重ねていくことが大切です。教職生活を通じた継続的な資質の向上の視点を持ち、**長所や個性の伸長**を図っていくことで、それぞれの教員がもつ力が発揮されていきます。

こうしたことを踏まえ、国において平成28年11月教育公務員特例法の一部が改正され、教員としての資質の向上に関する指標の策定が義務付けられました。それに基づき、長野県教育委員会では、教員が各キャリアステージにおいて担う役割を明らかにするとともに、自らの職責や経験、適性に応じて効果的、継続的に学び続けることができるよう、長野県教員育成指標を策定しました。



## 指標策定の目的

- ◆ 学び続ける教員を支援
- ◆ 教職キャリア全体を俯瞰し、力量向上を図る目安
- ◆ 教員の長所や個性の伸長

# 長野県産業教育審議会「審議のまとめ（答申）」のアウトライン

## ■ 産業教育を取り巻く背景

### ①グローバル化・ボーダレス化

- 国境を越えた経済活動の展開
- グローバル企業が存在

### ②高度情報化

- 情報の蓄積・活用・伝達に重点
- ソフトウェア開発が主力

### ③サービス経済化・産業構造の変化

- 1次・2次・3次産業の枠組みを越えた経済活動
- 社会が求める人間像の変化、特定分野の知識・技術・技能の習得だけではなく新たな職業能力の育成が必要

### ④少子高齢化

- 一人ひとりの生産能力を上げ生産性を維持
- 高校では、一人ひとりの能力を最大限に高め引き出す教育

## ■ 高校生に今後望まれる能力

### ①基礎的な能力や態度・姿勢

- 高校生に共通の学力
- 心構え（「5S」、礼儀、マナー等）
- 姿勢（学び続ける）

### ②専門的能力

- 専門性の基礎・基本と汎用性
- 産業構造の枠を越えた多面的職業能力
  - ・体験に基づき深く考える力
  - ・勤労観や職業観
- 幅広く習得した知識・技術を基にした創造する力

## ■ 今後の望ましい産業教育

### ①共通する課題に対する産業教育

- 産業界のニーズ、県の人材育成方針の反映
- 「産業教育フェア」を参考にした情報発信
- 地域社会や産業界との連携・協働による体験的教育
  - ・コミュニケーション能力の育成
  - ・勤労観・職業観の育成
- 普通教科の基礎力の充実
- 実学主義を踏まえた基礎・基本
- 専門教科における汎用性の涵養と多面的職業能力の育成
- 専門教科における選択的な卓越性の伸長
- 地方創生の観点からの専門性の醸成
- ソフトウェアの活用・設計・開発
- 英語をはじめとした語学力
- イノベーション・アントレプレナーに関する教育の推進

### ②さらなる少子化に対する産業教育

- 産官学の連携やそのシステム化
  - ・デュアルシステム導入の推進
  - ・地域社会への貢献活動
  - ・地域活性化への参画
- 学校学科の再編統合
  - ・「基幹校」の考え方の見直し
  - ・大卒の学科の編成（小学科の再編統合）
  - ・大学科の連携と融合
- 総合学科や総合技術高校の設置
- 新学科の創設
- 定時制専門学科の普通科転換
- 高校卒業後の18歳以降の学びの場の検討の継続

### ③産業教育各分野の望ましいあり方

- 農林業
- 家庭
- 専門学科以外の学科
- 工業
- 福祉
- を有する高校
- 商業
- 観光

## ■ 今後の産業人材育成に向けて

### ①長野県として

- 県全体の産業振興の方向性を踏まえ、産業分野別に人材育成について検討していくことが必要

### ②教育委員会として

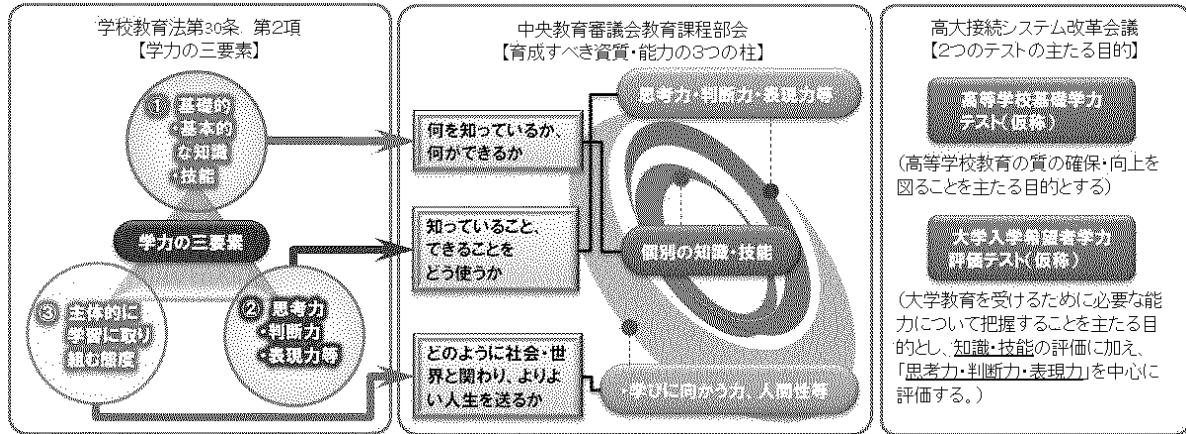
- 知事部局と連携を図り県全体のビジョンを踏まえながら、産業界と対話を継続し産業教育を充実

### 1 高校教育を取り巻く背景

- (1) 社会情勢の変化 人口減少社会・少子高齢化社会の到来、グローバル化・高度情報化の進展
- (2) 国の教育改革 高校教育改革・高大接続改革・大学教育改革の進行
- (3) 更なる少子化の進行 平成41年度の中学校卒業予定者数は平成27年度の4分の3程度

### 2 新たな長野県高校教育の理念・望ましい姿・方向性

#### (1) 時代の変化に対応した資質・能力



・高大接続改革により、「知識偏重」の従来の学力を、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」が問われる「21世紀型学力」へと変革することが求められている。

#### (2) 長野県高校教育の基本理念

・全ての高校が多様化への対応を踏まえつつ、知識基盤社会を主体的に生き抜いていく力の養成をする観点に立った学校づくりを行う。

【基本理念】21世紀型学力育成のフロントランナーを目指す。

- 長野県高校教育の伝統と強みを活かす（「知・徳・体」、探究的な学び）
- 教員や高校生の参画と地域との対話に基づく高校教育改革の推進
- 共通性と卓越性・個性伸長の両面からの教育の質の確保  
(共通性) 教科の知識・技能、人間関係構築力、コミュニケーション力、自ら学ぶ力  
(卓越性・個性伸長) 伸びようとする力を伸ばし、探究的学びにより学びの楽しさを実感
- 長野県の特長を取り入れた教育（「信州学」等の豊かな自然環境や地域性を活かした学びの充実）

### 3 高校将来像検討の方針

#### (1) 高校再編の必要性

・少子化に対する数合わせではなく、これを機にグローバルスタンダードを踏まえた学びの改革を実現し、教育の質を高め、高校生にふさわしい学びの場をつくること。

#### (2) 教育の質を確保する学校規模と適正配置

・高校の小規模化への対策は必要であるが、都市部と中山間地域では異なる再編基準を設ける。

#### (3) 中山間地域における高校と地域振興

・中山間地域の高校は高校生の学びの場であると同時に、地域振興の観点からも重要な役割。通学可能範囲に少なくとも1校の公立高校が存在する状態をできる限り維持することを目指し、高校教育としての質を維持できるぎりぎりの規模になるまで、所在する市町村など地域の協力も得ながら存続の道を探るところと積極的に再編統合等の適正規模化を検討するところがある。

#### (4) 都市部における高校の規模の大きさを維持した魅力づくり

・多様なニーズへの対応、切磋琢磨、活発な自主活動等が可能である規模の大きさを維持し、魅力ある高校づくりを進められるよう積極的に対応する。  
・私立高校も合わせた各校の適正規模を考える必要がある。

#### (5) 魅力づくりの方針

##### ① 探究的な学科の創設

全ての高校に探究的な学びができる教育改革をしていくが、県内各地のけん引役となる高校に、SSH、SGHと並び、文系・理系にとらわれない探究科を設置する。

##### ② 総合学科高校設置の検討（南信地区）

##### ③ 多部制単位制高校設置の検討（北信地区、旧第9通学区）

##### ④ 専門高校の充実策（小学科の再編、大学科の連携・融合）

##### ⑤ 中高一貫校の検証と設置の検討（モデル校2校を検証の後、他地区への配置の是非を検討）

##### ⑥ キャリア教育・インクルーシブを前提とした特別支援教育（全県的に推進）

# 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行うこととする。

## 1

### 1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

#### ◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。**

#### ◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。
  - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
  - (b) 教育課程の編成及び実施に関する方針
  - (c) 入学者の受け入れに関する方針

(※) 令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

#### ◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。**

(※) 令和4年4月1日から施行

## 2

### 2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
  - (a) 学際領域に関する学科については**大学等との連携協力体制を整備するもの**とする。
  - (b) 地域社会に関する学科については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備するもの**とする。
  - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員**の配置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

### 3

## 高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、ガイドライン・通知事項】

### ① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

#### ◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

#### ◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

#### ◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

### ② サテライト施設の教育水準の確保

#### ◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

#### ◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らし、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。

・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

### ③ 主体的な学校運営改善の徹底

#### ◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

#### ◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

### 4

## 多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行予定

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

## 報 告 [まとめ]

「安曇野・大北地域の高等学校を考える合同部会（以下、合同部会）」は、“一定の結論を出すものではない”という前提で開催されたが、少子化の加速や定員割れの状況という現実から目をそらしてはならず、合同部会の場でも次世代に対して責任ある議論を積極的に行うべきであるとの意見もあった。合同部会では、次のような議論が行われた。

第1回目の合同部会では、県教育委員会事務局から、安曇野・大北地区（以下、本地区）における少子化の状況説明、これからの産業教育に求められる専門分野の融合・協働の必要性の確認、総合技術高校の説明等がなされた。

次いで、第2回目の合同部会では、県教育委員会事務局から令和3年3月公表の「第1期長野県高等学校再編計画まとめと課題の整理（中高一貫校・総合技術高校 増補版）」では、総合技術高校は「産業構造の変化や技術革新に柔軟に対応することができる有効な選択肢であるため、今後も配置を推進する。」と記載されているとの説明がなされた。また、県内の総合技術高校3校（①須坂創成高等学校、②佐久平総合技術高等学校、③飯田O I D E長姫高等学校）について各学校から成果と課題が示され、これからの時代の産業教育における総合技術高校の優位性ととも、高い専門性を担保しながら地域に根差し、地域と連携した探究学習等を実践していること、高等教育機関への進学者が増えていること、地域の評価や期待が高いこと等の説明がなされた。これらの説明を踏まえ、**本地区における今後の少子化の状況や社会の変化に対応した専門教育の維持・充実を図るためには、総合技術高校の設置に向けた具体的な条件整備のあり方を議論していくべきであるという趣旨の意見が大勢を占めた。**

なお、少子化の状況を鑑みてスピード感を持って一刻も早く進めていくべきである、本地区の専門高校3校はすでに地域連携や高い専門性を追求する学びが展開できているため総合技術高校を新たに設置する必要はない、機が熟していない、地域の枠を越えて安曇野エリアを一体として捉えるべきである、先行事例が抱える課題を踏まえて2キャンパスにしてはならない、私立高校との関係を考慮した議論を展開すべきである、都市部存立普通校に対する改革も不可避である、子どもたちを主とした当事者の気持ちに真摯に向き合い丁寧なフォローアップをしていくべきである、10年後・20年後を見据えた責任ある意思決定が必要である、などの重要な意見が出たことも申し添えておく。

今後の論点としては、①総合技術高校を設置する場合に生じる様々な課題（通学区問題、情報提供など）に対する方策を具体的に検討すべきこと、②子どもや保護者に対する積極的な情報提供を行い、中学生や保護者に選ばれる高校となるための方策を考えること、③本地区の専門高校を統合し総合技術高校を設置した場合には高校がなくなる地域が出てくるのが想定されるため、地域住民の理解を得るための方策を検討すべきこと、④旧第11通学区高等学校教育懇話会における住民説明会、研究部会及び合同部会で提起された多面的・多角的な論点に真摯に対応しながら進めていくべきであること等が挙げられた。

旧第11通学区の「旧第11通学区高等学校教育懇話会」、旧第12通学区の「大北地域における高等学校の将来を考える協議会」では、合同部会の本報告を踏まえた議事運営を期待する。